

「警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

1 改正の内容

マネー・ローンダリング情勢等に鑑み、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第28条の2（高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受ける等の罪）、第29条（為替取引カード等の譲受け等の罪）、第29条の2（電子決済手段等取引用情報の提供を受ける等の罪）、第29条の3（電子決済手段等利用情報の提供を受ける等の罪）及び第30条（暗号資産交換用情報の提供を受ける等の罪）に規定する罪に当たる行為を、下記の国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するなどの改正を行うもの。

2 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

3 意見提出期間

令和8年4月10日（金）から同年5月9日（土）まで